

令和6年度第4回 北九州市子ども・子育て会議【会議要旨】

1 開催日時

令和7年2月17日(月) 17:30~18:35

2 開催場所

北九州市役所3階 大集会室

3 出席委員数 ※委員定数:15名

11名(伊藤(欣)委員、下八重委員、平山委員、山下(敦)委員 欠席)

4 議題

- (1)北九州市こどもプラン(素案)に対するパブリックコメントの結果及び最終案について
- (2)令和7~11年度までの保育に係る事業計画について

5 会議経過

- (1)北九州市こどもプラン(素案)に対するパブリックコメントの結果及び最終案について
パブリックコメントの結果とプランの最終案について、事務局から説明。

【主な意見・質問等】

(委員)

「保育人材の確保、定着」について、幼稚園教諭や保育士の人数をふやすことをメインに書かれているように感じるが、今働いている先生たちの人数を減らさない努力もしなければならないと感じている。

自分のこどもが通っている幼稚園では、毎年3月ぐらいになると、どの先生が辞めてしまうのか噂になる。多くの保護者が不安な気持ちを抱えており、今の先生たちの労働環境の悪さを保護者として何となく感じている。

こどもたちが安心して過ごせる環境には、生き生きと働いている先生が近くにいることが大事だと強く思う。先生たちの人権を守りながらアンケートを取ったり、相談窓口を設けたりしていくと、人材の確保定着に大きく繋がると思う。

⇒(事務局 回答)

幼稚園や保育所の先生が、働きやすい職場づくりを進めており、幼稚園の先生や保育所の先生からご相談があった場合は丁寧に対応させていただいている。ただ先程のご心配の通り、「どうしても個人が特定されてしまうのではないかと思いますので、なかなか言えません」みたいな事例もあるが、たくさんある訳ではない。

幼稚園の先生がたくさん辞められるということに関して、幼稚園の職場環境もあるかもしれないが、結婚して辞められる先生も、幼稚園の先生の場合はいらっしゃると聞いているが、勤めたいと思う先生が勤めたいと思いつけられるような環境になるように、引き続き北九州市としても頑張っていきたい。

(委員)

こどもからボール遊びの話が、色々と書かれてあると思うが、それに対して市の考え方について答え方がもったいないと思う。意見表明とか意識の醸成の流れの中で言うと、これこそ

取り上げて、どのようにするかって考える素材ではないか。

今後こういう意見が出たら、どう吸い取り、くみ上げることができるのか、こどもがこういうことを言える場面っていつどこなのかというところが疑問。答え方として、「今回はこうだけでも、市にはこんな形でこどもの意見を吸い取るような仕組みがあります」という形じゃないと、こども意見表明権の醸成としては不十分なのではないか。折角意見を出しているのもう少し具体的なところを書いていただいた方が良いと思う。

もう1点は、子ども基本条例が、このあいだの議会だよりに出ていましたが、折角そういったこどもに関する大きな動きとしてあるにも関わらず、ここには、こどもまんなかスイッチと、子どもを虐待から守る条例の二案しか出ていない。

全市挙げてということで、それは議会も行政も一緒になって、大人みんながそうしているということで、こどもまんなかスイッチとダぶることもあるかと思うんですが、ぜひ書いてもらった方が良いのではないかと。そういった動きがあることを、是非取り上げていった方がいいんじゃないかと思う。

⇒(事務局・回答)

公園のあり方で、「ルールを設けて」というところで、こどもの意見を聞かずにルールを設けるという風に捉えられたかもしれないが、「みらい政策委員会」というのを、全区でやっており、全区全ての学校ではないが、各小学校、中学校、特別支援学校、高校と選んでやっている。ここで、公園の使い方というのを、学校ごとに話し合い、こどもたちの中から、「フェンスを建てるだけじゃなくって、ボールを蹴る方向をこっちにしたら遊べる」といったことも意見を出しながら、ルールを決めていっているということもある。こういった取り組みを広めていながら、こどもたちの意見も聞き、みんなが遊べる公園づくりを進めていきたい。

⇒(事務局・井上総務企画課長)

子ども基本条例に関して、12月議会で議員提案による条例議案が提出され、賛成多数ということで可決された。その際の議論や条例の前文にもあるが、「議会として不断の見直しを行っていく」というところで、具体的にどのような形で見直しが行われるか分からないが、議会の中で、見直していくような体制を進めるというような話もあるので、その状況を注視する必要があると考える。今回この計画は5年間という長いスパンなので、その状況をまた見ながら考えていきたい。

(委員)

公園については、みらい政策委員会がある学校の付近の公園だけじゃないので、大事なのは普段の意見表明権、すべてのこどもが(意見を)言いやすいような社会を作るという、大きな目標のことだと思う。それをもっと広めていくことこそ、この理念を広げることになる。そのような意味では、条例を設置した思いっていうのは変わらないと思う。条例は、それは社会の状況に合わせて変わっていくという理念で書いていると思う。この条例の設置の要綱の中で、僕らも意見を聞いていただいた方ですけど、50の団体に意見を聞きながら、市民とともに作っていくと議会側が動いてくれた。なのに、そこで「変わるから書かない」というのは、全然意味が分からない。一緒にやるのだから、理念だけ書けばいいのではないかと思う。

この条例が、施策に対して大きな影響を及ぼすというか、連動して条例と施策が一致してこう繋がっている訳じゃなくて、思いとして書いているのに、そこはなぜ書けないのかというところが分からない。

(委員)

パブリックコメントの中で、「園児の保護者の職業が多岐に渡る現状から、保育施設の利用終了時間の延長希望は、お母さんやお父さんの子育てを助けるサービスが必要であるという

ことではないかと考えます」というようなことも書かれている。

確かにそうだと思うが、やはりバランスが大切で、ワーク・ライフ・バランスと、子ども達がいかにあるべきかを、一緒に考えていかなきゃいけないと思う。

サービスのみ先行していくと、子どもたちが置き去りになってしまうというところがあり、保育園で11時間時間を過ごす子どもたちが保育園の中にいること自体、とてもかわいそうだなというふうには思う。11時間のサービスに足して延長保育1時間。12時間保育園で過ごす子ども達も現実にいる。

一方で、先程委員が言われたように、辞める人がたくさんいるということに関して言えば、サービスをそれだけ拡充をしてくると、そこで働く人たちがやはり大変。そのような中、保育士であれば、週休2日なんて夢の夢。

それと、「子どもまんなか」っていうことを、国もそうだし、北九州市もうたうのであれば、もう少し、子どもにやさしい社会運動というか、そういうものが築かれても良いと思う。子ども達を中心にいるような、家庭生活の中でも、お父さん、お母さんもしっかり関わられるような、そういう、北九州市内の風土が築き上げられていくと、子ども達にとったベストかなという風に感じている。

(委員)

働いている1人の母親として、子どもたちを少しでも短く保育園に通わせたいなという思いはある。その上でやっぱり働く側もできる工夫が沢山あると思うが、それができない実態があり、その1つの要因に「情報を知らない」というところがある。会社側の制度のことはよく知っているが、市の制度のことがよく分からず、両方を組み合わせてどう工夫して働いていけるかという視点がやはりない。

例えば、在宅勤務を活用しながら、ファミリーサポート制度がどういうふうに組み合わせて使えるか。在宅勤務をしている間に、ファミリーサポートの方に来ていただき、子どもを見てもらうと、少しでも子どもとの時間が増える、そういう工夫がなかなかできていないので、企業が用意している制度との組み合わせを、どうしていくかという視点も込めながら発信していただくと、すごく有効に響くのではないかな。

(委員)

いろいろな子ども達が自分達の居場所を求めているという部分で、児童養護施設がこれから多機能化を目指す中で、行政に情報発信をしていただき、いろいろな施設等をコーディネートすることで「あそこに行けば、こういうことの悩みは対応できる」と思ってもらえる。児童養護施設も、そのような選択肢の一つにしていきたい。

(委員)

用語解説のところで、スクールソーシャルワーカーのところを読むと、「不登校や暴力行為など、問題を抱える児童生徒が置かれた複雑な家庭環境に働きかけ」というところが、捉え方によっては、不登校や暴力行為がある場合は、家庭環境に働きかけを必ずしないといけない。逆に言うところここに要因があると捉えられてしまうような表現にもなってしまっているのではないかな。

例えば、せめて「家庭」を外すとか、もしくは「生活環境」とか、そういう形に置き換えをするとか、学校も含めた色々な生活環境に課題がある可能性があるという表現にした方が良いのではないかな。あわせて関係機関との連携の強化だけでなく、例えば、「家庭との協働ならびに関係機関との連携」などの言葉を入れていただくと、ご家族も共に、課題について一緒に取り組んでいくんだよという姿勢が良いのかなと思う。

(2)令和7～11年度までの保育に係る事業計画について
保育に係る事業計画について事務局から説明。

【主な意見・質問等】

(委員)

保育施設等の数の見込みで、夜間保育所が1ヶ所ある。どういう施設を指しているのか分からないが、医療界では看護師はほとんど女性で夜勤がある中で、病院の方では看護師の数というのが確保できず、機能を充実させることができない。24時間救急をやっている病院でも、夜勤の看護師が確保できず縮小せざるをえない。医者は多いが看護師がいないためにできないといったことが起きている。

そういう中で夜間保育所が活用できたら、夜勤をしなければいけないところにとっては助かるが、この夜間保育所ってというのがどういうものを教えていただきたい。

⇒(事務局・回答)

夜間保育所は現在、北九州市内に1か所、市の総合保健福祉センターのアシストの中に、小倉北ふれあい保育所というところがあり、そちらで夜間保育を実施している。通常の保育所との違いが開所時間で、午前11時に開所し22時までが標準の扱いとしている、定員45名の認可を受けた保育施設である。昭和からある施設だが、利用の状況としては、例年定員を下回るような状況もあり、この辺りのニーズというのが今増えているというのはなかなか言いにくいかなと、事務局の方では考えている。

(委員)

それは時代に合わせて変化していないと思う。深夜、働くお母さんたちがこどもを預けられなくて、復職したいけれどもできないという問題は、病院の中ではすごく多い。もちろん病院内で院内保育所は作っているが、夜間保育所まで作るのは、なかなかハードルが高くてできてない。そのアシストの中の機能を、朝の10時からではなくて、夜間に特化したような形にさせていただくと本当に助かるし、看護職員も使えるような形になると思う。

⇒(事務局・回答)

先程の説明を補足すると、通常の保育時間を22時までとしているが、最大で夜の場合は24時まで、延長保育での対応と現状はさせていただいているところである。

(委員)

委員がおっしゃったように、今後、状況をもう少し把握し、需要がどれほどあるのかというところもご検討いただきたい。一方で、先程委員がおっしゃった、働く保育士さん達の労働環境を含めて総合的にどう判断していくのかということも大事だと思う。

(委員)

この策定の中に、1ページ目に「保育所123か所」とあるが、これは何の数なのか。北九州市のこども・子育てを背負っているのは、もちろん市立保育園、それから私立保育園、そして私ども私立幼稚園や行政の間で、ほぼ同等の補助金等をもらいながら、その施設全部で、こども・子育てをしていると、私どもは自負している。ここにすべてのこども・子育てに関わる施設の数字が出てこない。質と量ということを見たいというのであれば、施設の類型に関係なく、そういうこと含めて総合的に見る視点がないといけないのではないかな。

⇒(事務局・回答)

こちらの事業計画に記載している123ヶ所というのは、直営も民間も合わせた「保育所の数」で、認定こども園ではない、保育所のみの数を記載している。この事業計画は、これまでも、

こどもプランと一緒に5年計画で策定していたが、北九州市として、認可をして施設を整備していくところに具体的に数値を掲げていく計画としてずっと位置付けをしている。「新設を行わない」ということで先ほどから申し上げているところを、改めて、左右並べる形で認可をする、新規の施設については数を維持していく、ただし、保育所等認定こども園のところについては、数字が動いていく。当然幼稚園から今度認定こども園なる場合は、市として認定を行うので、その数も踏まえた上で、保育の部分に関しての計画という位置づけで今回は作っている。

(委員)

先ほども申し上げたように、類型に関係なく、こどもの世話をさせていただいているというところは、こういう自負を持ってやっている。なので、行政の考え方として、もう少し広く推進するっていう考え方が出てきてくれるとありがたい。

⇒(事務局・回答)

保育にかかる事業計画を、別冊という形で従前より提出をしているが、これは、児童福祉法の第24条の中で、保育の必要があるこどもに対して、自治体というのが保育しなければならないという考え方がある中で、市内でいくつ認可をして設立するということになる。その全体の調整をし、この計画に合わせて5年ずつ数の計画というのを出させていただいているところである。ここは保育に特化したものだが、こどもプランとしては、「子ども・子育て支援事業計画」で、全体を含んだ形で推進をしていくという方針があるので、ここは部門別の計画のような形で、受け取っていただけたらと思う。